

平成18年度公害等調整委員会政策評価懇談会

議事要旨

1. 日時 平成19年3月12日(月)10:00~13:00

2. 場所 公害等調整委員会委員会室

3. 出席者

【外部有識者】

安達 元明	千葉大学名誉教授 (医学部)
渥美 雅子	弁護士
金平 輝子	日本司法支援センター理事長
武内 大佳	弁護士
柳 辰哉	NHK報道局社会部長

【公害等調整委員会委員長及び委員】

加藤 和夫	委員長
堺 宣道	委員
大坪 正彦	委員
辻 通明	委員

【公害等調整委員会事務局】

成田 一郎	事務局長
楊井 貴晴	事務局次長
竹井 嗣人	総務課長

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 委員長挨拶
- (3) 公害等調整委員会の業務及び政策評価について
- (4) 外部有識者からの意見
- (5) 意見交換
- (6) 閉会

5. 配付資料

- (資料1) [平成17年度公害等調整委員会年次報告](#)
- (資料2) [行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書](#)
- (席上配付資料) 公害等調整委員会の業務及び政策評価について

6. 主な意見等

【公害等調整委員会の業務について】

- 「尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件」などは迅速、適切に処理が行われており評価できる。
- 原因裁定の嘱託は、非常によい取組だと思う。今回の「富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件」により、全国の裁判所での知名度が上がれば、もっと利用されるのではないか。
- 裁判とADRの連携は非常に歓迎すべきことだと思う。特に、公害事件は、科学的知見の必要な事実認定等難しい問題があるので、裁判外の手続との連携は重要だ。
- 公害紛争処理制度の利用を推進するためには制度自体の信頼性を高める必要がある。
- 公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等（以下「審査会等」という。）は知名度が低いので、そのPRが重要課題。

※ PRについての具体的な改善策

〈パンフレット・リーフレット・HPについて〉

- ・ 専門性が高いことや、職権調査の有効性、費用の低廉性等の存在意義、利点を積極的にアピールする。例えば、パンフレットには裁判所との人材交流を行っていることや、委員の紹介ページに委員の顔写真・略歴を入れることなどである。
- ・ こんな事件があり、このような解決ができた、という事例の紹介が一番分かりやすい。

〈PR先について〉

- ・ 図書館の入口など目につきやすい場所にリーフレットを置いてもらうようにしてはどうか。ホームページについても、県・市町村役場の環境担当部署のページから直接リンクしてもらうようお願いしてみてもどうか。
- ・ 弁護士会、市町村の（無料）法律相談、法テラス、環境問題に関心のあるグループや人権擁護団体等公害に隣接する分野の団体などに講演や研修などを実施してはどうか。
- ・ いわゆる「東京3会」の弁護士会は、自前のあっせん機関を持っているが、地方はそうではない。地方の弁護士会にPRするのも有効かと思う。

〈その他〉

- ・ 中立・公正性についても積極的にPRすべき。
- ・ 最高裁判所には、広報対応専従の裁判官までいると聞く。裁判所のノウハウを聞いてみてはどうか。

【都道府県公害審査会等の業務について】

- 審査会等の状況を見ていると、本来の意味での公害調停と思われるものが少ない気がする。そもそも「公害」と言えるのかどうか、それ以前に、相互の話し合いを基礎とする調停になじむのかどうか、疑問を感じるものもある。
- 審査会等に裁定の権限を与えるのは、現在の事務局の態勢等から時期尚早ではないか。
- 県や市を相手方とする（大規模な）事件と、近隣紛争の延長のような事件と両極端になる傾向にあるように思える。今後は、後者が主となっていくのではないか。後者についても審査会等で取り扱っていく必要がある。

- 調停においては、審査会委員の心構えが重要である。当事者間の合意形成のためには、時には積極的な関与をして調停をリードする必要がある。そのような能力を持つ委員を育成するためには、公害等調整委員会で懇談会を行ったり、勉強用の論文を配布するなどの研修（教育）を行うことが有効ではないか。

【その他】

- 公害は、長いスパンで考える必要があると思う。公害紛争の処理について、客観的に評価しようという姿勢は評価できる。その評価には、根拠やプロセス、情報の公開が重要である。

以上